

様式第2号（第7条関係）

処分基準整理票

処分の内容	違反行為に対する措置命令 (第95条第1項に規定する土地改良事業に関連するものに限る)		
根拠法令 及び条項	土地改良法 第134条第1項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	<b>【内容】</b> （※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （違反行為に対する措置） 第三百三十四条 農林水産大臣又は都道府県知事は、第三百三十二条第一項又は前条第一項の規定により報告を徴し、又は検査を行った場合において、当該土地改良区又は土地改良事業を行う第三条に規定する資格を有する者の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、管理規程、利水調整規程、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。		
処分基準 設定年月日	令和6年2月5日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	環境経済部 農政課		
備考	知事の権限に属する事務処理に関する法律（平成11年埼玉県条例第61号）の規定により市が処理するとされた土地改良法（昭和24年法律第195号）の事務		

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。